

利用者の皆様へ

当事業者の在宅患者訪問薬剤管理指導の取り扱いは、次の通りです。

1 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2 営業日及び営業時間

月・火・金曜日	9時～19時
水・土曜日	9時～15時
木曜日・日曜日・祝日	休業

※営業日以外は薬局電話（045-543-0303）から担当者に転送され速やかに実施できる体制を整えております。

3

利用料金

単一建物居住者 1人	1回につき518単位
単一建物居住者 2人～9人	1回につき379単位
単一建物居住者 10人以上	1回につき342単位

※特別な薬剤管理の必要な方は、100円追加となります。

※公費により一部負担金が助成される事があります。

※特別医療を必要とする場合、例外として月8回となる場合があります。

神奈川県知事指定介護保険事業所 坂本薬局

なお、介護認定を受けられていない方は、医療保険で次の通り取扱いを致します。

訪問薬剤管理指導について

①単一建物居住者 1人	1回につき650点
②単一建物居住者 2人～9人	1回につき320点
①及び②以外の場合	1回につき290点